

もばら



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

まちづくり条例

だより

No. 16

自ら考え、自ら参加し、ともに作りあげていくという「共生」と「共創」のまちづくりを進める上で、市民、行政、議会などの「まちづくりの担い手」が共有する基本的なルールである「まちづくり条例」について検討しています。

台風被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます

このたびの台風 26 号による被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
今回の水害では、発生後に災害ボランティアセンターが設置され、多くのボランティアの方が被災地域の復旧作業に尽力されました。

自治基本条例を考える市民の会では、市民協働・市民参画の重要性を再認識するとともに、その基本的ルールである「まちづくり条例」について、さらなる検討を重ねてまいります。

まちづくり条例に関する基本的な考え方 (提言書) を市長に提出

「茂原市自治基本条例を考える市民の会」では、平成 24 年 1 月以降、20 か月・37 回に及ぶ会議を経て、平成 25 年 9 月 26 日に、「茂原市まちづくり条例に関する基本的な考え方(提言書)」を田中豊彦市長に提出しました。

この日は市民の会を代表して、6 名の委員が参加。共同代表の北田豊氏・河野眞英氏から田中豊彦市長に、直接提言書が手渡されました。

この提言書は、条例に盛り込むべき主な内容を「基本的な考え方」としてまとめたものです。

今後は、この提言書を元に、市民団体や議会・行政の代表、学識経験者等から構成される「(仮称)まちづくり条例策定協議会」において、条例案についてのさらなる検討が行われることになっています。

提言書については、企画政策課ホームページに掲載されています。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/jichi/shiminkaigi.htm>



茂原市

まちづくり条例に関する

基本的な考え方



平成 25 年 9 月
茂原市自治基本条例を考える市民の会

裏面もご覧ください

もばらまちづくり条例だより No.16
平成 25 年 11 月 7 日発行